

在沖米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書

去る2月10日、沖縄県において、また在沖米海兵隊所属隊員による少女暴行事件が発生した。沖縄県民のみならず全国民が怒りと許し難い思いに包まれている。

女性に対する暴行は、肉体的、精神的苦痛を与えるだけではなく、人間としての尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪であり、特に、被害者が無抵抗な少女であることを考えれば断じて許すことができない卑劣な行為である。

平成7年の在沖米兵による暴行事件以降も沖縄県をはじめ全国各地で米国軍人らによる暴行や傷害などの事件が繰り返されてきた。そして、その度に日米双方の政府などが再発防止を誓いながらも、このような悪質で凶悪な事件が発生したことは誠に遺憾である。

よって、政府におかれては、国民の人権・生命・財産を守る立場から、実効性のある具体的な再発防止策について万全を期すことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

徳島県議会議長 福 山 守